

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT2987691

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF NAME
CONVEYING PARTY DATA	
Name	Execution Date
PRISM BIOLAB CORPORATION	04/02/2012
RECEIVING PARTY DATA	
Name:	PRISM PHARMA CO., LTD.
Street Address:	4259-3, NAGATSUTA-CHO, MIDORI-KU
City:	YOKOHAMA-SHI, KANAGAWA
State/Country:	JAPAN
Postal Code:	226-8510
PROPERTY NUMBERS Total: 3	
Property Type	Number
Application Number:	13319071
Application Number:	14247105
Patent Number:	8691819
CORRESPONDENCE DATA	
Fax Number:	(206)757-7779
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>	
Phone:	2066223150
Email:	patentdocket@dwt.com
Correspondent Name:	DAVIS WRIGHT TREMAINE, LLP/SEATTLE IP DO
Address Line 1:	DAVIS WRIGHT TREMAINE LLP
Address Line 2:	1201 THIRD AVENUE, SUITE 2200
Address Line 4:	SEATTLE, WASHINGTON 98101-3045
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	86879-3US0, 4US0 & 4US1
NAME OF SUBMITTER:	BARRY L. DAVISON, PH.D., J.D.
SIGNATURE:	/Barry L. Davison, Ph.D., J.D./
DATE SIGNED:	08/19/2014
Total Attachments: 44	
source=CertificatePertainingToPRISMPharmaCoLtd86879-003US0_004US0_004US1#page1.tif	
source=CertificatePertainingToPRISMPharmaCoLtd86879-003US0_004US0_004US1#page2.tif	
source=CertificatePertainingToPRISMPharmaCoLtd86879-003US0_004US0_004US1#page3.tif	
source=CertificatePertainingToPRISMPharmaCoLtd86879-003US0_004US0_004US1#page4.tif	

PATENT

履歴事項全部証明書

横浜市緑区長津田町4259番地3号
 株式会社PRISM Pharma
 会社法人等番号 0200-01-052509

商号	PRISM BioLab株式会社	
	株式会社PRISM Pharma	平成24年 4月 2日変更
		平成24年 4月 2日登記
本店	横浜市緑区長津田町4259番地3号	
公告をする方法	官報に掲載してこれを行う	
会社成立の年月日	平成18年11月2日	
目的	1 医薬品および医薬部外品の研究開発および開発製品の販売 2 バイオテクノロジーの研究開発および開発製品の販売 3 医薬品の研究および開発に関するコンサルタント業 4 前各号に付帯または関連する一切の事業	
発行可能株式総数	120万株	平成21年10月27日変更
		平成21年12月9日登記
	140万株	平成23年 4月26日変更
		平成23年 6月20日登記
	160万株	平成25年 5月10日変更
		平成25年 6月11日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 9146株 各種の株式の数 普通株式 4691株 A種優先株式 4455株	平成22年11月26日変更
		平成22年12月14日登記
	発行済株式の総数 1万1419株 各種の株式の数 普通株式 4691株 A種優先株式 4455株 B種優先株式 2273株	平成23年 6月 3日変更
		平成23年 6月20日登記

横浜市緑区長津田町4259番地3号
 株式会社PRISM Pharma
 会社法人等番号 0200-01-052509

	発行済株式の総数 1万6571株 各種の株式の数 普通株式 4691株 A種優先株式 4455株 B種優先株式 2273株 C種優先株式 5152株	平成25年 5月24日変更 平成25年 6月11日登記
資本金の額	金2億6750万円	平成22年11月26日変更 平成22年12月14日登記
	金5億1753万円	平成23年 6月 3日変更 平成23年 6月20日登記
	金1000万円	平成24年 9月30日変更 平成24年10月 3日登記
	金7億3128万円	平成25年 5月24日変更 平成25年 6月11日登記
	金9000万円	平成25年 9月30日変更 平成25年10月 1日登記
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 1,000,000株 A種優先株式 200,000株 議決権 A種優先株主は、当社の株主総会においてA種優先株式1株につき1個の 議決権を有する。 A種優先株主種類株主総会の目的事項 当社が次の事項を行うためには、取締役会決議若しくは会社法または本定 款上要求される株主総会決議のほか、A種優先株主の種類株主総会の決議を 要する。なお、次の事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事 項とされていない事項は当社の取締役会決議事項とする。 ①募集株式の発行 ②新株予約権、新株予約権付社債その他A種優先株式を当社が取得し、そ れと引換えに普通株式を交付すること（以下「転換」という）、又はかか る転換が可能な証券の発行又は権利の付与 ③合併、株式交換、株式移転、営業譲渡、営業譲受、会社分割、組織変更、 その他の企業再編又は第三者との資本提携 ④自己株式の取得、資本金の額又は準備金の額の減少 ⑤解散又は破産手続き、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算開 始の申し立て又は任意整理 ⑥定款の変更 株式の併合・分割、新株引受権等 1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株 式ごとに、同時にこれを行うものとするが、分割又は併合の割合は、普	

通株式とA種優先株式との間で同一とするものとする。

2. 当社は、株主割当の方法によって株主に株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に依じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を、それぞれ与える。但し、割当てを受ける権利は、A種優先株式1株、普通株式1株につき、いずれも同時に行い、同一の割合とする。

取得請求権

1. A種優先株主は、次のいずれの場合には、A種優先株式の全部又は一部を当社が取得することを請求することができる。

- ①平成24年6月30日以降、当社が開発し、かつ保有する製品もしくは技術について、当社が契約一時金およびマイルストーン収入にて総計50億円以上が得られる旨が規定されたライセンス契約を製薬会社との間で締結しており、かつA種優先株主の過半数が書面にて同意した場合。
- ②平成25年9月30日からいつにても。

2. 当社は、前項に基づくA種優先株式の取得の対価は現金とし、1株あたりの取得価額は、金200,000円（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）とする。なお、取得価額の総額は取得請求時の分配可能額を上限とし、前項の取得請求をしたA種優先株主が同意した場合には、上記取得価額を下回る価額で取得することができるものとする。

普通株式への転換

A種優先株主は、A種優先株式の払込みの期日の翌日から、以下に定める条件で、A種優先株式と引換えに当社の普通株式を交付する「転換」を請求することができる。ただし、転換による普通株式数を計算するために用いる金額を「転換価額」という。

1. A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。

ただし、取得によりA種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法による調整を行う。なお、A種優先株式1株の取得により交付すべき当社の普通株式の株式数を、本定款においてA種優先転換比率という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求権のために提出したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金200,000円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき200,000円とする。

(3) 転換価額の調整

- (a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由がA種優先株式に発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- (i) 株式の分割または株式の無償割当により当社のA種優先株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式の分割により自己株式に割り当てられるA種優先株式の数を含ま

ないものとする。

$$\frac{\text{調整後 転換価額} - \text{調整前 転換価額}}{\text{株式分割・無償割当前 発行済株式数}} \times \frac{\text{株式分割・無償割当後 発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日以後これを適用する。

- (ii) 当会社のA種優先株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済A種優先株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まない。

$$\frac{\text{調整後 転換価額} - \text{調整前 転換価額}}{\text{合併前発行済株式数}} \times \text{合併後発行済株式数}$$

- (iii) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって、

- 1) 当会社の株式を発行する場合、
- 2) 当社が保有する自己株式を処分する場合、
- 3) 当会社の株式を取得できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行又は処分する場合は、かかる発行又は処分の払込期日又は処分の日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）を適用日として、かかる1株当たりの払込金額（新株予約権の場合は、新株予約権の行使により発行される1株当りの出資財産の価額）又は1株当たりの処分価額をもって調整後の転換価額とする。

- (iv) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって当会社の株式を取得することができる他の種類株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に発行される株式全てが取得されたものとみなし、その株式の転換価額（ただし、上記(iii)において転換価額を調整する場合は、当該調整後の転換価額を下回る場合に限る）を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（当会社の株式を取得できる株式を含む。）1株当たりの行使価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの行使価額」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、A種優先株主がその時点で保有するA種優先株式にかかる議決権総数のうち、3分の2以上の同意を要するものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当社が保

有する当会社の普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。

(iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(4) 転換価額の調整を行わない場合

本項第(3)号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式を発行もしくは処分するとき。

(b) A種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

Pay to Play条項

当会社が、A種優先株式の取得価額を下回る払込金額により株式を募集し、かかる募集においてA種優先株主に当該株式の割り当てを受ける権利を与える(自己株式の処分を含む。以下同じ。)場合、当該株式を割り当てられたA種優先株主が、既発行A種優先株式の総数における自己の保有するA種優先株式の割合(計算式①により算出する。)に応じた引き受けを行わない場合は、当該A種優先株主の保有するA種優先株式については、以下の計算式②により算出した株式数を当会社が取得し、引き換えに、A種優先転換比率に応じて算出した数の普通株式を当該発行の効力発生日の翌日に当該A種優先株主に交付する。なお、一部のA種優先株主のみが本項の割り当てに応じた場合、残りの部分について、かかる割り当てに応じたA種優先株主はさらに引き受ける権利を有するものとする。かかる場合、追加の割り当てに応じるA種優先株主のA種優先株式にかかる持株比率に応じて割り当てられるものとする。ただし、第三者割当の方法によりA種優先株主の一部のみに当該株式の引受権が与えられる場合には、本項は適用しない。

また、A種優先株主が投資事業有限責任組合である場合において、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員である法人と同一法人または当該法人の子会社、親会社、親会社の子会社、若しくはそれら法人が無限責任組合員として運営管理する別の投資事業有限責任組合により計算式①に応じた引受を行う場合は、当該A種優先株主による引受があったものとみなす。

なお、計算式①および計算式②それぞれの計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、その端数は切り捨てるものとする。

計算式①(各A種優先株主が引き受けるべき株式数)

各A種優先株主の保有A種優先株式数/既発行A種優先株式の株式総数×(会社がA種優先株主全員に割り当てた株式の数)

計算式②(各A種優先株主の保有するA種優先株式のうち取得の対象となる株式数)

(1-当A種優先株主が現に引き受けた株式数/①で計算された株式数)

×当A種優先株主の保有A種優先株式数

取得条項

当社は、当社が株式上場するべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合、取締役会決議によりA種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。

種類株主総会における取締役の選任

A種優先を750株以上所有する株主は、その総会において、取締役1名を選任できる。

平成22年 2月17日変更 平成22年 4月 5日登記

普通株式 1,000,000株

A種優先株式 200,000株

議決権

A種優先株主は、当社の株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

A種優先株主種類株主総会の目的事項

当社が次の事項を行うためには、取締役会決議若しくは会社法または本定款上要求される株主総会決議のほか、A種優先株主の種類株主総会の決議を要する。なお、次の事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は当社の取締役会決議事項とする。

①募集株式の発行

②新株予約権、新株予約権付社債その他A種優先株式を当社が取得し、それと引換えに普通株式を交付すること（以下「転換」という）、又はかかる転換が可能な証券の発行又は権利の付与

③合併、株式交換、株式移転、営業譲渡、営業譲受、会社分割、組織変更、その他の企業再編又は第三者との資本提携

④自己株式の取得、資本金の額又は準備金の額の減少

⑤解散又は破産手続き、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算開始の申し立て又は任意整理

⑥定款の変更

株式の併合・分割、新株引受権等

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに、同時にこれを行うものとするが、分割又は併合の割合は、普通株式とA種優先株式との間で同一とするものとする。

2. 当社は、株主割当の方法によって株主に株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を、それぞれ与える。但し、割当てを受ける権利は、A種優先株式1株、普通株式1株につき、いずれも同時に行い、同一の割合とする。

取得請求権

1. A種優先株主は、次のいずれの場合には、A種優先株式の全部又は一部を当社が取得することを請求することができる。

①平成24年6月30日以降、当社が開発し、かつ保有する製品もしくは技術について、当社が契約一時金およびマイルストーン収入にて総計50億円以上が得られる旨が規定されたライセンス契約を製薬会社との間で締結しており、かつA種優先株主の過半数が書面にて同意した場合。

②平成25年9月30日からいつにても。

2. 当社は、前項に基づくA種優先株式の取得の対価は現金とし、1株あたりの取得価額は、金200,000円（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）

とする。なお、取得価額の総額は取得請求時の分配可能額を上限とし、前項の取得請求をしたA種優先株主が同意した場合には、上記取得価額を下回る価額で取得することができるものとする。

普通株式への転換

A種優先株主は、A種優先株式の払込みの期日の翌日から、以下に定める条件で、A種優先株式と引換えに当会社の普通株式を交付する「転換」を請求することができる。ただし、転換による普通株式数を計算するために用いる金額を「転換価額」という。

1. A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。

ただし、取得によりA種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法による調整を行う。なお、A種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、本定款においてA種優先転換比率という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求権のために提出したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金200,000円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき200,000円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由がA種優先株式に発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割または株式の無償割当により当会社のA種優先株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式の分割により自己株式に割り当てられるA種優先株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割・無償割当前発行済株式数}}{\text{株式分割・無償割当後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日以後これを適用する。

(ii) 当会社のA種優先株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済A種優先株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって、

- 1) 当会社の株式を発行する場合、
- 2) 当社が保有する自己株式を処分する場合、
- 3) 当会社の株式を取得できる新株予約権（新株予約権付社債に付された

ものを含む。以下同じ。)を発行又は処分する場合は、かかる発行又は処分の払込期日又は処分の日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)を適用日として、かかる1株当たりの払込金額(新株予約権の場合は、新株予約権の行使により発行される1株当りの出資財産の価額)又は1株当たりの処分価額をもって調整後の転換価額とする。

(iv) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって当会社の株式を取得することができる他の種類株式を発行する場合、かかる株式の払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)に、発行される株式全てが取得されたものとみなし、その株式の転換価額(ただし、上記(iii)において転換価額を調整する場合は、当該調整後の転換価額を下回る場合に限る)を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される新株(当会社の株式を取得できる株式を含む。)1株当たりの行使価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの行使価額」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、A種優先株主がその時点で保有するA種優先株式にかかる議決権総数のうち3分の2以上の同意を要するものとする。

(i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。

(iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。

(c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

(d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

(4) 転換価額の調整を行わない場合

本項第(3)号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

(a) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式を発行もしくは処分するとき。

(b) A種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

Pay to Play条項

当社が、A種優先株式の取得価額を下回る払込金額により株式を募集し、かかる募集においてA種優先株主に当該株式の割り当てを受ける権利を与える（自己株式の処分を含む。以下同じ。）場合、当該株式を割り当てられたA種優先株主が、既発行A種優先株式の総数における自己の保有するA種優先株式の割合（計算式①により算出する。）に応じた引き受けを行わない場合は、当該A種優先株主の保有するA種優先株式については、以下の計算式②により算出した株式数を当社が取得し、引き換えに、A種優先転換比率に応じて算出した数の普通株式を当該発行の効力発生日の翌日に当該A種優先株主に交付する。なお、一部のA種優先株主のみが本項の割り当てに応じた場合、残りの部分について、かかる割当に応じたA種優先株主はさらに引き受けの権利を有するものとする。かかる場合、追加の割当に応じるA種優先株主のA種優先株式にかかる持株比率に応じて割り当てられるものとする。ただし、第三者割当の方法によりA種優先株主の一部のみに当該株式の引受権が与えられる場合には、本項は適用しない。

また、A種優先株主が投資事業有限責任組合である場合において、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員である法人と同一法人または当該法人の子会社、親会社、親会社の子会社、若しくはそれら法人が無限責任組合員として運営管理する別の投資事業有限責任組合により計算式①に応じた引受を行う場合は、当該A種優先株主による引受があったものとみなす。

なお、計算式①および計算式②それぞれの計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、その端数は切り捨てるものとする。

計算式①（各A種優先株主が引き受けらるべき株式数）

$$\frac{\text{各A種優先株主の保有A種優先株式数}}{\text{既発行A種優先株式の株式総数} \times \text{（会社がA種優先株主全員に割り当てた株式の数）}}$$

計算式②（各A種優先株主の保有するA種優先株式のうち取得の対象となる株式数）

$$\left(1 - \frac{\text{当A種優先株主が現に引き受けた株式数}}{\text{①で計算された株式数}}\right) \times \text{当A種優先株主の保有A種優先株式数}$$

取得条項

当社は、当社が株式上場するべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合、取締役会決議によりA種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。

種類株主総会における取締役の選任

A種優先株式を750株以上所有する株主は、その総会において、取締役1名を選任できる。

平成22年12月21日変更 平成23年 1月14日登記

普通株式 1,000,000株

A種優先株式 200,000株

B種優先株式 200,000株

A種優先株式

当社の発行するA種優先株式の内容は、以下に定めるとおりとする。

I 議決権

A種優先株主は、当社の株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

II 優先株主種類株主総会の目的事項

当社が次の事項を行うためには、取締役会決議若しくは会社法または本定

款上要求される株主総会決議のほか、A種優先株主及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。なお、次の事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は当会社の取締役会決議事項とする。

①募集株式の発行

②新株予約権、新株予約権付社債その他A種優先株式を当会社が取得し、それと引換えに普通株式を交付すること（以下「転換」という）、又はかかる転換が可能な証券の発行又は権利の付与

③合併、株式交換、株式移転、営業譲渡、営業譲受、会社分割、組織変更、その他の企業再編又は第三者との資本提携

④自己株式の取得、資本金の額又は準備金の額の減少

⑤解散又は破産手続き、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算開始の申し立て又は任意整理

⑥定款の変更

III 株式の併合・分割、新株引受権等

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式ごとに、同時にこれを行うものとするが、分割又は併合の割合は、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式との間で同一とするものとする。

2. 当社は、株主割当の方法によって株主に株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を、それぞれ与える。但し、割当てを受ける権利は、A種優先株式1株、B種優先株式1株、普通株式1株につき、いずれも同時に行い、同一の割合とする。

IV 取得請求権

1. A種優先株主は、次のいずれの場合には、A種優先株式の全部又は一部を当会社が取得することを請求することができる。

①平成24年6月30日以降、当社が開発し、かつ保有する製品もしくは技術について、当社が契約一時金およびマイルストーン収入にて総計50億円以上が得られる旨が規定されたライセンス契約を製薬会社との間で締結しており、かつA種優先株主の過半数が書面にて同意した場合。

②平成25年9月30日からいつにても。

2. 当社は、前項に基づくA種優先株式の取得の対価は現金とし、1株あたりの取得価額は、金200,000円（但し、A種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、A種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）とする。なお、取得価額の総額は取得請求時の分配可能額を上限とし、前項の取得請求をしたA種優先株主が同意した場合には、上記取得価額を下回る価額で取得することができるものとする。

V 普通株式への転換

A種優先株主は、A種優先株式の払込みの期日の翌日から、以下に定める条件で、A種優先株式と引換えに当会社の普通株式を交付する「転換」を請求することができる。ただし、転換による普通株式数を計算するために用いる金額を「転換価額」という。

1. A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得によりA種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社

法に定める方法による調整を行う。なお、A種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、本定款においてA種優先転換比率という。

$$\frac{\text{取得と引換に交付すべき普通株式}}{\text{普通株式}} = \frac{\text{A種優先株主が取得請求権のために提出したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金200,000円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき200,000円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由がA種優先株式に発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割または株式の無償割当により当会社のA種優先株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式の分割により自己株式に割り当てられるA種優先株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割・無償割当前発行済株式数}}{\text{株式分割・無償割当後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日以後これを適用する。

(ii) 当会社のA種優先株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生の日をもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済A種優先株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって、1) 当会社の株式を発行する場合、2) 当社が保有する自己株式を処分する場合、3) 当会社の株式を取得できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行又は処分する場合は、かかる発行又は処分の払込期日又は処分の日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）を適用日として、かかる1株当たりの払込金額（新株予約権の場合は、新株予約権の行使により発行される1株当りの出資財産の価額）又は1株当たりの処分価額をもって調整後の転換価額とする。

(iv) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって当会社の株式を取得することができる他の種類株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式全てが取得されたものとみなし、その株式の転換価額（ただし、上記(iii)において転換価額を調整する場合は、当該調整後の転換価額を下回る場合に限る）を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用す

る。

- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（当会社の株式を取得できる株式を含む。）1株当たりの行使価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの行使価額」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本（b）に定める転換価額の調整については、A種優先株主がその時点で保有するA種優先株式にかかる議決権総数のうち、3分の2以上の同意を要するものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前（i）号のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記（a）（iv）に定める株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。
- (iv) 上記（a）（v）に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。
- (4) 転換価額の調整を行わない場合
本項第（3）号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。
- (a) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式を発行もしくは処分するとき。
- (b) A種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

W Pay to Play条項

当会社が、A種優先株式の取得価額（本条IVに定めるA種優先株式1株あたりの取得価額を意味し、調整された場合には、調整後の取得価額を意味する。）を下回る払込金額により株式を募集し、かかる募集においてA種優先株主に当該株式の割り当てを受ける権利を与える（自己株式の処分を含む。以下同じ。）場合、当該株式を割り当てられたA種優先株主が、既発行A種優先株式の総数における自己の保有するA種優先株式の割合（計算式①により算出する。）に応じた引き受けを行わない場合は、当該A種優先株主の保有するA種優先株式については、以下の計算式②により算出した株式数を当会社が取得し、引き換えに、A種優先転換比率に応じて算出した数の普通株式を当該発行の効力発生日の翌日に当該A種優先株主に交付する。なお、一部の

A種優先株主のみが本項の割り当てに応じた場合、残りの部分について、かかる割り当てに応じたA種優先株主はさらに引き受ける権利を有するものとする。かかる場合、追加の割り当てに応じるA種優先株主のA種優先株式にかかる持株比率に応じて割り当てられるものとする。

ただし、第三者割当の方法によりA種優先株主の一部のみに当該株式の引受権が与えられる場合には、本項は適用しない。

また、A種優先株主が投資事業有限責任組合である場合において、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員である法人と同一法人または当該法人の子会社、親会社、親会社の子会社、若しくはそれら法人が無限責任組合員として運営管理する別の投資事業有限責任組合により計算式①に応じた引受を行う場合は、当該A種優先株主による引受があったものとみなす。

なお、計算式①および計算式②それぞれの計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、その端数は切り捨てるものとする。

計算式① (各A種優先株主が引き受けるべき株式数)

$$\frac{\text{各A種優先株主の保有A種優先株式数} / \text{既発行A種優先株式の株式総数} \times (\text{会社がA種優先株主全員に割り当てた株式の数})}{\text{計算式② (各A種優先株主の保有するA種優先株式のうち取得の対象となる株式数)}}$$

計算式② (各A種優先株主の保有するA種優先株式のうち取得の対象となる株式数)

$$\frac{(\text{1-A種優先株主が現に引き受けた株式数} / \text{①で計算された株式数}) \times \text{当A種優先株主の保有A種優先株式数}}$$

Ⅶ 取得条項

当社は、当社が株式上場すべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合、取締役会決議によりA種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。なお、交付する普通株式数については、「[V 普通株式への転換]」の規定を準用するものとする。

Ⅷ 種類株主総会における取締役の選任

A種優先株式を750株以上所有する株主は、その総会において、取締役1名を選任できる。

B種優先株式

当社の発行するB種優先株式の内容は、以下に定めるとおりとする。

I 議決権

B種優先株主は、当社の株主総会においてB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

II 優先株主種類株主総会の目的事項

当社が次の事項を行うためには、取締役会決議若しくは会社法または本定款上要求される株主総会決議のほか、A種優先株主及びB種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。なお、次の事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は当社の取締役会決議事項とする。

① 募集株式の発行

② 新株予約権、新株予約権付社債その他B種優先株式を当社が取得し、それと引換えに普通株式を交付すること（以下「転換」という）、又はかかる転換が可能な証券の発行又は権利の付与

③ 合併、株式交換、株式移転、営業譲渡、営業譲受、会社分割、組織変更、その他の企業再編又は第三者との資本提携

④ 自己株式の取得、資本金の額又は準備金の額の減少

⑤ 解散又は破産手続き、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算開始の申し立て又は任意整理

⑥ 定款の変更

III 株式の併合・分割、新株引受権等

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式ごとに、同時にこれを行うものとするが、分割又は併合の割合は、普通株式、A種優先株式及びB種優先株式との間で同一とするものとする。
2. 当社は、株主割当の方法によって株主に株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を、それぞれ与える。但し、割当てを受ける権利は、A種優先株式1株、B種優先株式1株、普通株式1株につき、いずれも同時に行い、同一の割合とする。

IV 取得請求権

1. B種優先株主は、次のいずれの場合には、B種優先株式の全部又は一部を当社が取得することを請求することができる。
 - ①平成24年6月30日以降、当社が開発し、かつ保有する製品もしくは技術について、当社が契約一時金およびマイルストーン収入にて総計50億円以上が得られる旨が規定されたライセンス契約を製薬会社との間で締結しており、かつB種優先株主の過半数が書面にて同意した場合。
 - ②平成25年9月30日からいつにても。
2. 当社は、前項に基づくB種優先株式の取得の対価は現金とし、1株あたりの取得価額は、金220,000円（但し、B種優先株式につき、株式分割、株式併合又はこれに類する事由があったときは、その比率に応じて、B種優先株式の価値が希薄化しないよう適切に調整される。）とする。なお、取得価額の総額は取得請求時の分配可能額を上限とし、前項の取得請求をしたB種優先株主が同意した場合には、上記取得価額を下回る価額で取得することができるものとする。

V 普通株式への転換

B種優先株主は、B種優先株式の払込みの期日の翌日から、以下に定める条件で、B種優先株式と引換えに当社の普通株式を交付する「転換」を請求することができる。ただし、転換による普通株式数を計算するために用いる金額を「転換価額」という。

1. B種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

B種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得によりB種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法による調整を行う。なお、B種優先株式1株の取得により交付すべき当社の普通株式の株式数を、本定款においてB種優先転換比率という。

取得と引換えに交付すべき 普通株式	=	B種優先株主が取得請求権のために提出したB種優先株式の払込金額の総額 転換価額
----------------------	---	--

上記のB種優先株式の払込金額（当初金220,000円）は、B種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき220,000円とする。

(3) 転換価額の調整

- (a) B種優先株式発行後、以下に掲げる事由がB種優先株式に発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割または株式の無償割当により当社のB種優先株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式の分割により自己株式に割り当てられるB種優先株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{株式分割・無償割当前 発行済株式数}}{\text{株式分割・無償割当後 発行済株式数}}}{1}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日以後これを適用する。

(ii) 当社のB種優先株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済B種優先株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まない。

$$\text{調整後 転換価額} = \frac{\text{調整前 転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}}{1}$$

(iii) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって、1) 当社の株式を発行する場合、2) 当社が保有する自己株式を処分する場合、3) 当社の株式を取得できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)を発行又は処分する場合は、かかる発行又は処分の払込期日又は処分の日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)を適用日として、かかる1株当たりの払込金額(新株予約権の場合は、新株予約権の行使により発行される1株当たりの出資財産の価額)又は1株当たりの処分価額をもって調整後の転換価額とする。

(iv) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって当社の株式を取得することができる他の種類株式を発行する場合、かかる株式の払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)に、発行される株式全てが取得されたものとみなし、その株式の転換価額(ただし、上記(iii)において転換価額を調整する場合は、当該調整後の転換価額を下回る場合に限る)を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。)の行使により発行される新株(当社の株式を取得できる株式を含む。)1株当たりの行使価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの行使価額」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日(払込期間が設定される場合はその期間の末日)の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、B種優先株主がその時点で保有するB種優先株式にかかる議決権総数のうち、

3分の2以上の同意を要するものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - (ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数(ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。
 - (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
 - (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。
- (4) 転換価額の調整を行わない場合
- 本項第(3)号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。
- (a) ある種類の株式の取得により当社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当社の株式を発行もしくは処分するとき。
 - (b) B種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

VI Pay to Play条項³

当社が、A種優先株式の取得価額(前条IVに定めるA種優先株式1株あたりの取得価額を意味し、調整された場合には、調整後の取得価額を意味する。)を下回る払込金額により株式を募集し、かかる募集においてB種優先株主に当該株式の割り当てを受ける権利を与える(自己株式の処分を含む。以下同じ。)場合、当該株式を割り当てられたB種優先株主が、既発行B種優先株式の総数における自己の保有するB種優先株式の割合(計算式①により算出する。)に応じた引き受けを行わない場合は、当該B種優先株主の保有するB種優先株式については、以下の計算式②により算出した株式数を当社が取得し、引き換えに、B種優先転換比率に応じて算出した数の普通株式を当該発行の効力発生日の翌日に当該B種優先株主に交付する。なお、一部のB種優先株主のみが本項の割り当てに応じた場合、残りの部分について、かかる割り当てに応じたB種優先株主はさらに引き受ける権利を有するものとする。かかる場合、追加の割り当てに応じるB種優先株主のB種優先株式にかかる持株比率に応じて割り当てられるものとする。

ただし、第三者割当の方法によりB種優先株主の一部のみに当該株式の引受権が与えられる場合には、本項は適用しない。

また、B種優先株主が投資事業有限責任組合である場合において、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員である法人と同一法人または当該法人の子会社、親会社、親会社の子会社、若しくはそれら法人が無限責任組合員として運営管理する別の投資事業有限責任組合により計算式①に応じた引受を行う場合は、当該B種優先株主による引受があったものとみなす。

なお、計算式①および計算式②それぞれの計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、その端数は切り捨てるものとする。

計算式①(各B種優先株主が引き受けるべき株式数)

各B種優先株主の保有B種優先株式数/既発行B種優先株式の株式総数×

(会社がB種優先株主全員に割り当てた株式の数)
計算式② (各B種優先株主の保有するB種優先株式のうち取得の対象となる株式数)

(1-当B種優先株主が現に引き受けた株式数/①で計算された株式数)
×当B種優先株主の保有B種優先株式数

VII 取得条項

当会社は、当会社が株式上場すべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合、取締役会決議によりB種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。なお、交付する普通株式数については、「V普通株式への転換」の規定を準用するものとする。

VIII 種類株主総会における取締役の選任

B種優先株式を750株以上所有する株主は、その総会において、取締役1名を選任できる。

平成23年 4月26日変更 平成23年 6月20日登記

普通株式 1,000,000株
A種優先株式 200,000株
B種優先株式 200,000株
C種優先株式 200,000株

A種優先株式

当会社の発行するA種優先株式の内容は、以下に定めるとおりとする。

I 議決権

A種優先株主は、当会社の株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

II 優先株主種類株主総会の目的事項

当会社が次の事項を行うためには、取締役会決議若しくは会社法または本定款上要求される株主総会決議のほか、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。なお、次の事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は当会社の取締役会決議事項とする。

①募集株式の発行

②新株予約権、新株予約権付社債その他A種優先株式を当会社が取得し、それと引換えに普通株式を交付すること(以下「転換」という)、又はかかる転換が可能な証券の発行又は権利の付与

③合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、組織変更、その他の企業再編又は第三者との資本提携

④自己株式の取得、資本金の額又は準備金の額の減少

⑤解散又は破産手続き、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算開始の申し立て又は任意整理

⑥定款の変更

III 株式の併合・分割、新株引受権等

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式ごとに、同時にこれを行うものとするが、分割又は併合の割合は、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式との間で同一とするものとする。

2. 当会社は、株主割当の方法によって株主に株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、C種優先株主にはC種優先株式の株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を、それぞれ

与える。但し、割当てを受ける権利は、A種優先株式1株、B種優先株式1株、C種優先株式1株、普通株式1株につき、いずれも同時に行い、同一の割合とする。

IV 普通株式への転換

A種優先株主は、A種優先株式の払込みの期日の翌日から、以下に定める条件で、A種優先株式と引換えに当会社の普通株式を交付する「転換」を請求することができる。ただし、転換による普通株式数を計算するために用いる金額を「転換価額」という。

1. A種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

A種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得によりA種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法による調整を行う。なお、A種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、本定款においてA種優先転換比率という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式} = \frac{\text{A種優先株主が転換を請求するために提出したA種優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記のA種優先株式の払込金額（当初金200,000円）は、A種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき200,000円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由がA種優先株式に発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割または株式の無償割当により当会社のA種優先株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式の分割により自己株式に割り当てられるA種優先株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割・無償割当前発行済株式数}}{\text{株式分割・無償割当後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日以後これを適用する。

(ii) 当会社のA種優先株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済A種優先株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって、1) 当会社の株式を発行する場合、2) 当社が保有する自己株式を処分する場合、3) 当会社の株式を取得できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行又は処分する場合は、かかる発

行又は処分の払込期日又は処分の日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）を適用日として、かかる1株当たりの払込金額（新株予約権の場合は、新株予約権の行使により発行される1株当りの出資財産の価額）又は1株当たりの処分価額をもって調整後の転換価額とする。

- (iv) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって当会社の株式を取得することができる他の種類株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式全てが取得されたものとみなし、その株式の転換価額（ただし、上記（iii）において転換価額を調整する場合は、当該調整後の転換価額を下回る場合に限る）を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。
- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（当会社の株式を取得できる株式を含む。）1株当たりの行使価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの行使価額」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記（a）に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はA種優先株主及びA種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上で、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本（b）に定める転換価額の調整については、A種優先株主がその時点で保有するA種優先株式にかかる議決権総数のうち、3分の2以上の同意を要するものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前（i）号のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記（a）（iv）に定める株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。
- (iv) 上記（a）（v）に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。
- (4) 転換価額の調整を行わない場合
本項第（3）号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。
- (a) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式を発行もしくは処分するとき。

(b) A種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

V Pay to Play条項

当社が、A種優先株式の取得価額（本条IVに定めるA種優先株式1株あたりの転換価額を意味し、調整された場合には、調整後の転換価額を意味する。）を下回る払込金額により株式を募集し、かかる募集においてA種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主の全て（以下、A種優先株主、B種優先株主、C種優先株主を合わせて「優先株主」といい、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式を合わせて「優先株式」という。）に当該株式の割り当てを受ける権利を与える（自己株式の処分を含む。以下同じ。）場合、当該株式を割り当てられた優先株主が、既発行優先株式の総数における自己の保有する優先株式の割合（計算式①により算出する。）に応じた引き受けを行わない場合は、当該優先株主の保有する優先株式については、以下の計算式②により算出した株式数を当社が取得し、引き換えに、優先転換比率に応じて算出した数の普通株式を当該発行の効力発生日の翌日に当該優先株主に交付する。なお、一部の優先株主のみが本項の割り当てに応じた場合、残りの部分について、かかる割当に応じた優先株主はさらに引き受ける権利を有するものとする。かかる場合、追加の割当に応じる優先株主の優先株式にかかる持株比率に応じて割り当てられるものとする。

ただし、第三者割当の方法により優先株主の一部のみに当該株式の引受権が与えられる場合には、本項は適用しない。

また、優先株主が投資事業有限責任組合である場合において、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員である法人と同一法人または当該法人の子会社、親会社、親会社の子会社、若しくはそれら法人が無限責任組合員として運営管理する別の投資事業有限責任組合により計算式①に応じた引受を行う場合は、当該優先株主による引受があったものとみなす。

なお、計算式①および計算式②それぞれの計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、その端数は切り捨てるものとする。

計算式①（各優先株主が引き受けるべき株式数）

各優先株主の保有優先株式数/既発行優先株式の株式総数×（当社が優先株主全員に割り当てた株式の数）

計算式②（各優先株主の保有する優先株式のうち取得の対象となる株式数）

（1-当優先株主が現に引き受けた株式数/①で計算された株式数）×当優先株主の保有優先株式数

VI 取得条項

当社は、当社が株式上場すべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合、取締役会決議によりA種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。なお、交付する普通株式数については、「IV 普通株式への転換」の規定を準用するものとする。

B種優先株式

当社の発行するB種優先株式の内容は、以下に定めるとおりとする。

I 議決権

B種優先株主は、当社の株主総会においてB種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

II 優先株主種類株主総会の目的事項

当社が次の事項を行うためには、取締役会決議若しくは会社法または本定款上要求される株主総会決議のほか、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。なお、次の事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は当社の取締役会決議事項とする。

- ①募集株式の発行
- ②新株予約権、新株予約権付社債その他B種優先株式を当会社が取得し、それと引換えに普通株式を交付すること（以下「転換」という）、又はかかる転換が可能な証券の発行又は権利の付与
- ③合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、組織変更、その他の企業再編又は第三者との資本提携
- ④自己株式の取得、資本金の額又は準備金の額の減少
- ⑤解散又は破産手続き、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算開始の申し立て又は任意整理
- ⑥定款の変更

Ⅲ 株式の併合・分割、新株引受権等

1. 当会社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式ごとに、同時にこれを行うものとするが、分割又は併合の割合は、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式との間で同一とするものとする。
2. 当会社は、株主割当の方法によって株主に株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、C種優先株主にはC種優先株式の株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を、それぞれ与える。但し、割当てを受ける権利は、A種優先株式1株、B種優先株式1株、C種優先株式1株、普通株式1株につき、いずれも同時に行い、同一の割合とする。

Ⅳ 普通株式への転換

B種優先株主は、B種優先株式の払込みの期日の翌日から、以下に定める条件で、B種優先株式と引換えに当会社の普通株式を交付する「転換」を請求することができる。ただし、転換による普通株式数を計算するために用いる金額を「転換価額」という。

1. B種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。
 - (1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数
 B種優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得によりB種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法による調整を行う。なお、B種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、本定款においてB種優先転換比率という。

取得と引換えに交付すべき 普通株式	＝	B種優先株主が転換を請求するために提出したB種優先株式の払込金額の総額
----------------------	---	-------------------------------------

転換価額

上記のB種優先株式の払込金額（当初金220,000円）は、B種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。

- (2) 当初転換価額
 当初の転換価額は、1株につき220,000円とする。
- (3) 転換価額の調整
 - (a) B種優先株式発行後、以下に掲げる事由がB種優先株式に発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。
 - (i) 株式の分割または株式の無償割当により当会社のB種優先株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当会社が保有する自己株式の数及び

株式の分割により自己株式に割り当てられるB種優先株式の数を含まないものとする。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{株式分割・無償割当前} \\ \text{発行済株式数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{株式分割・無償割当後} \\ \text{発行済株式数} \end{array}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日以後これを適用する。

- (ii) 当社のB種優先株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済B種優先株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まない。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{併合前発行済株式数} \\ \text{併合後発行済株式数} \end{array}}$$

- (iii) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって、1) 当社の株式を発行する場合、2) 当社が保有する自己株式を処分する場合、3) 当社の株式を取得できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行又は処分する場合は、かかる発行又は処分の払込期日又は処分の日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）を適用日として、かかる1株当たりの払込金額（新株予約権の場合は、新株予約権の行使により発行される1株当りの出資財産の価額）又は1株当たりの処分価額をもって調整後の転換価額とする。

- (iv) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって当社の株式を取得することができる他の種類株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に発行される株式全てが取得されたものとみなし、その株式の転換価額（ただし上記(iii)において転換価額を調整する場合は、当該調整後の転換価額を下回る場合に限る）を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（当社の株式を取得できる株式を含む。）1株当たりの行使価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの行使価額」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社はB種優先株主及びB種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、B種優先株主がその時点で保有するB種優先株式にかかる議決権総数のうち、3分の2以上の同意を要するものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。

- (ii) 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数(ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - (iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。
 - (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
 - (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。
- (4) 転換価額の調整を行わない場合
- 本項第(3)号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。
- (a) ある種類の株式の取得により当社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当社の株式を発行もしくは処分するとき。
 - (b) B種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

V. Pay to Play条項

当社が、A種優先株式の取得価額(前条IVに定めるA種優先株式1株あたりの転換価額を意味し、調整された場合には、調整後の転換価額を意味する。)を下回る払込金額により株式を募集し、かかる募集において優先株主に当該株式の割り当てを受ける権利を与える(自己株式の処分を含む。以下同じ)場合、当該株式を割り当てられた優先株主が、既発行優先株式の総数における自己の保有する優先株式の割合(計算式①により算出する。)に応じた引き受けを行わない場合は、当該優先株主の保有する優先株式については、以下の計算式②により算出した株式数を当社が取得し、引き換えに、優先転換比率に応じて算出した数の普通株式を当該発行の効力発生日の翌日に当該優先株主に交付する。なお、一部の優先株主のみが本項の割り当てに応じた場合、残りの部分について、かかる割当に応じた優先株主はさらに引き受ける権利を有するものとする。かかる場合、追加の割当に応じる優先株主の優先株式にかかる持株比率に応じて割り当てられるものとする。ただし、第三者割当の方法により優先株主の一部のみに当該株式の引受権が与えられる場合には、本項は適用しない。

また、優先株主が投資事業有限責任組合である場合において、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員である法人と同一法人または当該法人の子会社、親会社、親会社の子会社、若しくはそれら法人が無限責任組合員として運営管理する別の投資事業有限責任組合により計算式①に応じた引受を行う場合は、当該優先株主による引受があったものとみなす。

なお、計算式①および計算式②それぞれの計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、その端数は切り捨てるものとする。

計算式①(各優先株主が引き受けるべき株式数)

各優先株主の保有優先株式数/既発行優先株式の株式総数×(会社が優先株主全員に割り当てた株式の数)

計算式②(各優先株主の保有する優先株式のうち取得の対象となる株式数)
(1-当優先株主が現に引き受けた株式数/①で計算された株式数)×当優先株主の保有優先株式数

VI 取得条項

当社は、当社が株式上場するべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合、取締役会決議によりB種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。なお、交付する普通株式数については、「IV 普通株式への転換」の規定を準用するものとする。

C種優先株式

当社の発行するC種優先株式の内容は、以下に定めるとおりとする。

I 議決権

C種優先株主は、当社の株主総会においてC種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

II 優先株主種類株主総会の目的事項

当社が次の事項を行うためには、取締役会決議若しくは会社法または本定款上要求される株主総会決議のほか、A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要する。なお、次の事項のうち、会社法又は本定款において株主総会決議事項とされていない事項は当社の取締役会決議事項とする。

①募集株式の発行

②新株予約権、新株予約権付社債その他C種優先株式を当社が取得し、それと引換えに普通株式を交付すること（以下「転換」という）、又はかかる転換が可能な証券の発行又は権利の付与

③合併、株式交換、株式移転、事業譲渡、事業譲受、会社分割、組織変更、その他の企業再編又は第三者との資本提携

④自己株式の取得、資本金の額又は準備金の額の減少

⑤解散又は破産手続き、会社更生手続、民事再生手続、もしくは特別清算開始の申し立て又は任意整理

⑥定款の変更

III 株式の併合・分割、新株引受権等

1. 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式ごとに、同時にこれを行うものとするが、分割又は併合の割合は、普通株式、A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式との間で同一とするものとする。

2. 当社は、株主割当の方法によって株主に株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を与えるときは、各々の場合に依じて、普通株主には普通株式の、A種優先株主にはA種優先株式の、B種優先株主にはB種優先株式の、C種優先株主にはC種優先株式の株式、新株予約権、又は新株予約権付社債の割当てを受ける権利を、それぞれ与える。但し、割当てを受ける権利は、A種優先株式1株、B種優先株式1株、C種優先株式1株、普通株式1株につき、いずれも同時に行い、同一の割合とする。

IV 普通株式への転換

C種優先株主は、C種優先株式の払込みの期日の翌日から、以下に定める条件で、C種優先株式と引換えに当社の普通株式を交付する「転換」を請求することができる。ただし、転換による普通株式数を計算するために用いる金額を「転換価額」という。

1. C種優先株式の転換の条件は以下のとおりとする。

(1) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

C種優先株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得によりC種優先株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法による調整を行う。

なお、C種優先株式1株の取得により交付すべき当会社の普通株式の株式数を、本定款においてC種優先転換比率という。

$$\text{取得と引換に交付すべき普通株式} = \frac{\text{C種優先株主が転換を請求するために提出したC種優先株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記のC種優先株式の払込金額（当初金280,000円）は、C種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には適切に調節される。

(2) 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき280,000円とする。

(3) 転換価額の調整

(a) C種優先株式発行後、以下に掲げる事由がC種優先株式に発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割または株式の無償割当により当会社のC種優先株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式の分割により自己株式に割り当てられるC種優先株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割・無償割当前発行済株式数}}{\text{株式分割・無償割当後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日または無償割当の割当日以後これを適用する。

(ii) 当会社のC種優先株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のおきをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済C種優先株式数」には、当社が保有する自己株式の数は含まない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

(iii) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって、1) 当会社の株式を発行する場合、2) 当社が保有する自己株式を処分する場合、3) 当会社の株式を取得できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）を発行又は処分する場合は、かかる発行又は処分の払込期日又は処分の日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）を適用日として、かかる1株当たりの払込金額（新株予約権の場合は、新株予約権の行使により発行される1株当りの出資財産の価額）又は1株当たりの処分価額をもって調整後の転換価額とする。

(iv) 調整前の転換価額を下回る1株当たりの金額をもって当会社の株式を取得することができる他の種類株式を発行する場合、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式全てが取得されたものとみなし、その株式の転換価額（ただし、上記(iii)において転換価額を調整する場合は、当該調整後の転換価額を下回る場合に限る）を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (v) 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により発行される新株（当会社の株式を取得できる株式を含む。）1株当たりの行使価額が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、「新株予約権の行使により発行される新株1株当たりの行使価額」を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、その発行日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当会社はC種優先株主及びC種優先登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、C種優先株主がその時点で保有するC種優先株式にかかる議決権総数のうち、3分の2以上の同意を要するものとする。
- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本金の額の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- (ii) 前(i)号のほか、当会社の発行済普通株式数（ただし、当会社が保有する当会社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- (iii) 上記(a)(iv)に定める株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。
- (iv) 上記(a)(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。
- (4) 転換価額の調整を行わない場合
本項第(3)号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。
- (a) ある種類の株式の取得により当会社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当会社の株式を発行もしくは処分するとき。
- (b) C種優先株主の全員が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。

V Pay to Play条項

当会社が、A種優先株式の取得価額（前条IVに定めるA種優先株式1株当たりの転換価額を意味し、調整された場合には、調整後の転換価額を意味する。）を下回る払込金額により株式を募集し、かかる募集において優先株主に当該株式の割り当てを受ける権利を与える（自己株式の処分を含む。以下同じ。）場合、当該株式を割り当てられた優先株主が、既発行優先株式の総数における自己の保有する優先株式の割合（計算式①により算出する。）に応じた引き受けを行わない場合は、当該優先株主の保有する優先株式については、以下の計算式②により算出した株式数を当会社が取得し、引き換えに、優先転換比率に応じて算出した数の普通株式を当該発行の効力発生日の翌日に当該優先株主に交付する。なお、一部の優先株主のみが本項の割り当てに応じた場合、残りの部分について、かかる割当に応じた優先株主はさらに引き受

	<p>ける権利を有するものとする。かかる場合、追加の割当に応じる優先株主の優先株式にかかる持株比率に応じて割り当てられるものとする。 ただし、第三者割当の方法により優先株主の一部のみに当該株式の引受権が与えられる場合には、本項は適用しない。 また、優先株主が投資事業有限責任組合である場合において、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員である法人と同一法人または当該法人の子会社、親会社、親会社の子会社、若しくはそれら法人が無限責任組合員として運営管理する別の投資事業有限責任組合により計算式①に応じた引受を行う場合は、当該優先株主による引受があったものとみなす。 なお、計算式①および計算式②それぞれの計算の結果、1株未満の端数が生じる場合、その端数は切り捨てるものとする。 計算式①（各優先株主が引き受けるべき株式数） $\text{各優先株主の保有優先株式数} / \text{既発行優先株式の株式総数} \times (\text{会社が優先株主全員に割り当てた株式の数})$ 計算式②（各優先株主の保有する優先株式のうち取得の対象となる株式数） $(1 - \text{当優先株主が現に引き受けた株式数} / \text{①で計算された株式数}) \times \text{当優先株主の保有優先株式数}$</p> <p>VI 取得条項 当社は、当社が株式上場すべき旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から要請を受けた場合、取締役会決議によりC種優先株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。なお、交付する普通株式数については、「VI—普通株式への転換」の規定を準用するものとする。 平成25年 5月10日変更 平成25年 6月11日登記</p>									
株式の譲渡制限に関する規定	<p>当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない 平成19年 5月10日変更 平成19年 6月11日登記</p>									
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	<p>東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社本店 平成23年 1月 1日設置 平成23年 1月14日登記</p>									
役員に関する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="446 1312 673 1449">取締役</td> <td data-bbox="673 1312 1031 1449">小路 弘行</td> <td data-bbox="1031 1312 1385 1449">平成20年11月14日重任 平成20年11月26日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1449 673 1585">取締役</td> <td data-bbox="673 1449 1031 1585">小路 弘行</td> <td data-bbox="1031 1449 1385 1585">平成22年12月21日重任 平成23年 1月14日登記</td> </tr> <tr> <td data-bbox="446 1585 673 1713">取締役</td> <td data-bbox="673 1585 1031 1713">小路 弘行</td> <td data-bbox="1031 1585 1385 1713">平成24年12月21日重任 平成25年 1月18日登記</td> </tr> </table>	取締役	小路 弘行	平成20年11月14日重任 平成20年11月26日登記	取締役	小路 弘行	平成22年12月21日重任 平成23年 1月14日登記	取締役	小路 弘行	平成24年12月21日重任 平成25年 1月18日登記
取締役	小路 弘行	平成20年11月14日重任 平成20年11月26日登記								
取締役	小路 弘行	平成22年12月21日重任 平成23年 1月14日登記								
取締役	小路 弘行	平成24年12月21日重任 平成25年 1月18日登記								

横浜市緑区長津田町4259番地3号
 株式会社PRISM Pharma
 会社法人等番号 0200-01-052509

取締役 <u>マイケル・カーン</u> (社外取締役)	平成20年11月14日重任
	平成20年11月26日登記
取締役 <u>マイケル・カーン</u> (社外取締役)	平成22年12月21日重任
	平成23年 1月14日登記
	平成24年12月21日退任
	平成25年 1月18日登記
取締役 <u>山口 泰久</u> (社外取締役)	平成20年11月14日重任
	平成20年11月26日登記
取締役 <u>山口 泰久</u> (社外取締役)	平成22年12月21日重任
	平成23年 1月14日登記
取締役 <u>山口 泰久</u> (社外取締役)	平成24年12月21日重任
	平成25年 1月18日登記
取締役 <u>桐 迫 啓 彰</u> (社外取締役)	平成22年 2月17日就任
	平成22年 4月 5日登記
取締役 <u>桐 迫 啓 彰</u> (社外取締役)	平成22年12月21日重任
	平成23年 1月14日登記
	平成24年 6月29日辞任
	平成24年 8月 3日登記
取締役 <u>三 好 稔 美</u> (社外取締役)	平成22年 2月17日就任
	平成22年 4月 5日登記
取締役 <u>三 好 稔 美</u> (社外取締役)	平成22年12月21日重任
	平成23年 1月14日登記
取締役 <u>三 好 稔 美</u> (社外取締役)	平成24年12月21日重任
	平成25年 1月18日登記
	平成25年 5月25日辞任
	平成25年 8月 6日登記

横浜市緑区長津田町4259番地3号
 株式会社PRISM Pharma
 会社法人等番号 0200-01-052509

取締役 <u>成田 宏紀</u> (社外取締役)	平成24年 7月19日就任
	平成24年 8月 3日登記
	平成24年12月21日退任
	平成25年 1月18日登記
取締役 <u>横田 淳一</u> (社外取締役)	平成24年12月21日就任
	平成25年 1月18日登記
	平成25年 2月28日辞任
	平成25年 6月11日登記
取締役 <u>竹原 大</u>	平成24年12月21日就任
	平成25年 1月18日登記
取締役 <u>中村 慎吾</u> (社外取締役)	平成25年 5月10日就任
	平成25年 6月11日登記
取締役 <u>芦田 耕一</u> (社外取締役)	平成25年 6月21日就任
	平成25年 7月17日登記
静岡県伊豆の国市奈古谷2210番地の79 代表取締役 <u>小路 弘行</u>	平成20年11月14日重任
	平成20年11月26日登記
	平成22年12月21日重任
	平成23年 1月14日登記
静岡県伊豆の国市奈古谷2210番地の79 代表取締役 <u>小路 弘行</u>	平成24年12月21日重任
	平成25年 1月18日登記
監査役 <u>多屋 幸夫</u> 監査役 <u>多屋 幸夫</u> (社外監査役)	平成19年 6月11日社外 監査役の登記
	平成22年12月21日退任
	平成23年 1月14日登記

整理番号 し624702

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

20/39

PATENT

REEL: 033568 FRAME: 0309

横浜市緑区長津田町4259番地3号
 株式会社PRISM Pharma
 会社法人等番号 0200-01-052509

	監査役 (社外監査役)	岩城正之	平成22年2月17日就任 平成22年4月5日登記
	監査役 (社外監査役)	岩城正之	平成25年12月25日重任 平成26年1月8日登記
	監査役 (社外監査役)	西原達郎	平成25年12月25日就任 平成26年1月8日登記
	監査役 (社外監査役)	西原達郎	平成26年2月13日社外監査役の登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成24年7月19日就任 平成24年8月3日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成24年12月21日重任 平成25年1月18日登記
	会計監査人	有限責任監査法人トーマツ	平成25年12月25日重任 平成26年1月8日登記
	社外取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	<p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円の範囲内であらかじめ定められた額又は最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円の範囲内であらかじめ定められた額又は最低責任限度額のいずれか高い額とする。</p> <p>平成19年5月10日設定 平成19年6月11日登記</p>	
	新株予約権	<p>第1回新株予約権 新株予約権の数 700個 640個 625個</p> <p>平成22年11月26日変更 平成22年12月14日登記 平成23年3月24日変更 平成23年4月21日登記</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法 普通株式700株</p> <p>なお、当社が株式分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)又は株式の合併を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。</p>	

整理番号 し6.24702

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。PATENT / 39

REEL: 033568 FRAME: 0310

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社と他社とが吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行う。

普通株式 640株

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式の合併を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社と他社とが吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行う。

平成22年11月26日変更 平成22年12月14日登記

普通株式 625株

なお、当社が株式分割（株式の無償割当を含む。以下同じ。）又は株式の合併を行う場合、次の算式により目的となる株式の数の調整をするものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株数=調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社と他社とが吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認められる株式の数の調整を行う。

平成23年3月24日変更 平成23年4月21日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して交付を受けることが出来る株式1株当たりの金額（以下「払込金額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式の数を乗じた価額とする。

払込金額は、金8万円とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後払込金額=調整前払込金額×

分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で、募集株式を発行する場合または自己株式を処分する場合（新株予約権の行使により新株を発行する場合は除く。）は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

	<p style="text-align: right;">新規発行株式数×1株当たり払込金額</p> <p style="text-align: center;">既発行株式数+</p> <p>調整後 調整前</p> <p style="text-align: center;">= ×</p> <p style="text-align: right;">新規発行前の株価</p> <p>払込金額 払込金額 既発行株式数+新規発行による増加株式数</p> <p>上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式を処分する場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。</p> <p>更に、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行う場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は合理的な範囲内で必要と認める払込金額の調整を行う。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>平成22年1月1日から平成28年9月30日まで</p> <p>ただし行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、また、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>1 新株予約権は、新株予約権者が権利行使時において、当社または当会社子会社の取締役、監査役または従業員の何れかの地位を保有している場合に行使することができる。その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は行使出来るものとする。</p> <p>2 新株予約権者は、行使しようとする新株予約権につき、当社と新株予約権者との間に於いて締結する新株予約権割当契約に違反して、新株予約権を行使することは出来ない。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>1 当会社が消滅会社となる合併契約書承認の議案または当会社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当会社は新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>2 当会社は、当会社の新株予約権について、当会社が別に定める日が到来した時に、新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価額との差額をもって取得することができる。</p>
	<p style="text-align: right;">平成19年12月25日発行</p> <p style="text-align: right;">平成20年 1月29日登記</p> <p>第2回新株予約権</p> <p>新株予約権の数</p> <p>970個</p> <p>新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法</p> <p>普通株式 970株</p> <p>なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。</p> <p>ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。</p> <p>調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率</p> <p>また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株</p>

予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、金20万円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または、株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 = $\frac{\text{即発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整後株式数}}$

行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整後株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする

新株予約権を行使することができる期間

平成25年1月1日から平成31年9月30日まで

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

1 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

3 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

1 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

2 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

1 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価格との差額をもって新株予約権を取得することができる。

2 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

平成23年12月21日変更 平成24年 1月19日登記

平成23年 3月25日発行

平成23年 4月21日登記

第3回新株予約権

新株予約権の数

10個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 10株

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または、株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨
無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的となる株式数を乗じた価額とする。

行使価額は、金20万円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後} = \frac{\text{即発行 調整前 新規発行}}{\text{株式数}} \times \text{行使価額} + \text{株式数} \times \text{払込金額} \times \text{1株当たり}$$

$$\text{行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

平成25年1月1日から平成31年9月30日まで

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

1 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

1 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

2 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

1 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価格との差額をもって新株予約権を取得することができる。

2 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

平成23年12月21日変更 平成24年 1月19日登記

平成23年 3月25日発行

平成23年 4月21日登記

第4回新株予約権

新株予約権の数

575個

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

普通株式 575株

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨無償

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に「新株予約権の数の上限」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金22万円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{調整前株式数}}{\text{調整後株式数}}$ 分割・併合の比率

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分をする場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後 = $\frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

行使価額 = $\frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

新株予約権を行使することができる期間

割当日から2年を経過した日を始期としてその後7年10か月間。

ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

新株予約権の行使の条件

1 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。

3 新株予約権者は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に違反した場合には行使できない。

会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

1 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価格との差額をもって新株予約権を取得することができる。

2 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

平成24年 1月26日発行

平成24年 2月27日登記

第5回新株予約権

新株予約権の数

984個

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株とする。（ただし、「新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法上に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。」）

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

当社普通株式984株を新株予約権の目的となる株式数とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。

ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に「新株予約権の数」に定める新株予約権1個の株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金280,000円とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、

	<p>次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$ <p>行使価額 上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で取締役会決議により調整されるものとする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間 平成28年5月24日から平成36年3月23日までとする。 ただし、新株予約権を行使する期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。</p> <p>新株予約権の行使の条件</p> <p>① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、従業員、顧問もしくは関係協力者のいずれかの地位を保有している場合に限り新株予約権を行使することができる。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めるものとする。</p> <p>会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件</p> <p>① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は新株予約権の目的である株式の時価と権利行使価格との差額をもって新株予約権を取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、前記「新株予約権の行使の条件」に規定する条件により権利行使できなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日をもって、当社は無償で新株予約権を取得することができる。</p>
会社分割	<p>平成24年4月2日横浜市緑区長津田町4259番地3号株式会社PRISM BioLabに分割 平成24年 4月 2日登記</p>
取締役会設置会社に関する事項	<p>取締役会設置会社 平成19年 5月10日設定 平成19年 6月11日登記</p>
監査役設置会社に関する事項	<p>監査役設置会社</p>

平成26年 5月23日発行
 平成26年 6月23日登記

横浜市緑区長津田町4259番地3号
株式会社PRISM Pharma
会社法人等番号 0200-01-052509

会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成24年 7月19日設定 平成24年 8月 3日登記
登記記録に関する事項	平成19年4月16日静岡県伊豆の国市奈古谷2210番地の79から本店移転 平成19年 5月 7日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(横浜地方法務局管轄)

平成26年 8月12日

東京法務局
登記官

高 信 幸 男



整理番号 し624702

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

39/39

PATENT

REEL: 033568 FRAME: 0319

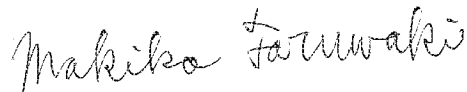
VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Makiko TARUWAKI,

of 2-9-501, Masumi-cho, Ikeda-shi, Osaka, Japan

am the translator of the attached English language document
and state that the attached document is a true partial
translation of a CERTIFICATE FOR ALL MATTERS AS RECORDED IN
THE COMMERCIAL REGISTER pertaining to PRISM Pharma Co., Ltd.
certified on August 12, 2014.

Dated this 18th day of August, 2014



Signature of Translator

.....
Makiko TARUWAKI

CERTIFICATE FOR ALL MATTERS AS RECORDED IN THE COMMERCIAL REGISTER

4259-3, Nagatsuta-cho, Midori-ku, Yokohama-shi
PRISM Pharma Co., Ltd.
Company/Corporation No. 0200-01-052509

Company Name	<u>PRISM BioLab Corporation</u>	
	PRISM Pharma Co., Ltd.	Changed on April 2, 2012
		Recorded on April 2, 2012
Head Office	4259-3, Nagatsuta-cho, Midori-ku, Yokohama-shi	
Method of Public Notice	Public Notices shall be given in an official gazette.	
Date of establishment of corporation	November 2, 2006	
(omitted)		

4259-3, Nagatsuta-cho, Midori-ku, Yokohama-shi
PRISM Pharma Co., Ltd.
Company/Corporation No. 0200-01-052509

(Omitted)	
<u>2210-79, Nagoya, Izunokuni-shi, Shizuoka</u> Chief Executive Director <u>Hiroyuki KOUJI</u>	Reappointed on November 14, 2008
	Registered on November 26, 2008
<u>2210-79, Nagoya, Izunokuni-shi, Shizuoka</u> Chief Executive Director <u>Hiroyuki KOUJI</u>	Reappointed on December 21, 2010
	Registered on January 14, 2011
2210-79, Nagoya, Izunokuni-shi, Shizuoka Chief Executive Director Hiroyuki KOUJI	Reappointed on December 21, 2012
	Registered on January 18, 2013
(Omitted)	

4259-3, Nagatsuta-cho, Midori-ku, Yokohama-shi
PRISM Pharma Co., Ltd.
Company/Corporation No. 0200-01-052509

	(Omitted)
Corporate Separation	Split to PRISM BioLab Co., Ltd., whose address is 4259-3, Nagatsuta-cho, Midori-ku, Yokohama-shi on April 2, 2012 Registered on April 2, 2012
	(Omitted)

4259-3, Nagatsuta-cho, Midori-ku, Yokohama-shi
PRISM Pharma Co., Ltd.
Company/Corporation No. 0200-01-052509

(Omitted)

This is to certify that the above are all the matters that are recorded on the Register that are not sealed.

(Under the Jurisdiction of Yokohama District Legal Affairs Bureau)

August 12, 2014

Tokyo Legal Affairs Bureau
Registrar

Yukio TAKANOBU (seal)